

経営革新の  
取り組みに対して  
支援を受けたい

## 経営革新支援事業

### 趣旨・目的

中小企業等が、今日的な経営課題に即応するために行う経営革新（新事業活動）を全業種にわたり幅広く支援します。また、経営革新計画の承認を受けると、様々な支援策がご利用になれます。

### 対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ「経営革新計画（ビジネスプラン）」を作成し、都道府県（または国）の承認を受けた中小企業者、組合等

### 支援内容

#### 1. 経営革新計画には、以下の内容を含むことが必要です。

##### (1) 事業内容

これまで自社で取り組んでいなかった、次のような新たな事業活動を行うこと。

- ① 新商品の開発や生産
- ② 新役務（サービス）の開発や提供
- ③ 商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ④ 役務（サービス）の新たな提供方法の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発およびその成果の利用、その他の新たな事業活動

##### (2) 経営目標

3年から5年先の経営目標として、付加価値額（※）または従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、給与支給総額が年率1.5%以上伸びる計画であること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※給与支給総額＝給料＋賃金＋賞与＋各種手当

#### 2. 経営革新計画承認によるメリット

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。ただし、支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。

- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 信用保証の特例
- ③ 滋賀県の政策推進資金（事業継続・新事業促進枠）という融資制度
- ④ 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金（新商品の試作費用、展示会への出展料等の補助）
- ⑤ 販路開拓コーディネート事業
- ⑥ スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン制度

#### 3. ご利用方法

まずは「経営革新計画」を作成する必要があります。

具体的な計画作成のご相談や、承認を得られた後の支援に関するご相談は、商工会・商工会議所、（公財）滋賀県産業支援プラザなどにご相談ください。

計画書の提出や承認を受ける手続きについては、滋賀県庁の下記の部署までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

TEL：077-528-3731（137ページ No.15）